

たつの未来館の指定管理者募集要項

荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例（昭和46年辰野町条例第35号）で定める、たつの未来館の管理を指定管理者に行わせるため、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成17年辰野町条例第25号）第2条の規定に基づき、次のとおり
指定管理者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 名 称 たつの未来館
- (2) 所 在 地 辰野町大字樋口2313番地1
- (3) 目 的 子どもたちや若者が集い活躍できる拠点とする
若者を中心に気楽に各種アクティビティを体験できる場所として提供する
「ほたるのまちづくり創生」の機運を高める
すべての世代の健康寿命延伸を図る
プール部分については町民等が主体的に行うイベント等の場所として提供する

(4) 規模等

ア 管理対象範囲 「管理区域図」のとおり

イ たつの未来館

- ・ 構 造 鉄骨コンクリート造2階建
- ・ 建築面積 952.22㎡
- ・ 延床面積 1,039.5㎡
- ・ 建築年月 平成5年3月
- ・ 改築年月 平成30年3月
- ・ 概 要 1階 ボルダリングルーム1（初心者・中級者向け 128.00㎡）
ボルダリングルーム2（上級者向け 54.31㎡）
多目的スタジオ1（防音スタジオ 99.84㎡）
多目的スタジオ2（トレーニング機器設置 129.84㎡）
かわにならボ（カワニナ増殖・ほたる保護育成研究施設）
2階 多目的スタジオ3-1（トレーニング機器設置 64.80㎡）
多目的スタジオ3-2（トレーニング機器設置 64.80㎡）
屋上 アクティビティテラス（キックバイクコース設置 524.37㎡）
屋外 3×3バスケットコート（165.00㎡）

※ 感染症対策として1階のトレーニング機器の一部を2階全体に移転しています。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (2) 施設等の利用の許可に関する業務
- (3) 施設等の利用の促進に関する業務
- (4) 設置の目的に適合する自主事業の企画及び実施に関する業務
- (5) 施設等の安全な運営に関する業務
- (6) 施設等に係る経費の支払いに関する業務
- (7) 管理業務・経営状況に関する報告書の作成及び提出に関する業務
- (8) その他町長が必要と認める業務

※詳細は「たつの未来館の指定管理業務仕様書」を参照してください。

3 管理を行う期間（指定期間）

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

ただし、管理を維持することが適当でないとき、期間の途中において指定を取り消すことがあります。

4 管理運営に要する経費

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号以下。「法」という。）第244条の2第8号に規定する利用料金制（指定管理者は、利用料金を自らの収入として収受）を採用します。
- (2) たつの未来館の管理運営に必要な経費（以下「指定管理料」という。）を年度ごとに予算の範囲内で支払います。
- (3) 指定管理料の額については、毎年度締結される年度協定書により定めます。

5 指定管理料

町が支払う指定管理料（令和9年度分）は、辰野町議会の議決を経て決定される予定金額となります。本提案における指定管理料は、人件費、施設管理費（事務費、保守管理費）、光熱水費、修繕費、その他施設の管理運営に必要な経費、その他事業実施に必要な経費、業務経費をそれぞれ積算した上で合算し、必要な指定管理料を提案してください。

6 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること（個人での申請は不可。以下「団体」という。）
 - ア 法人格の有無は問いません。
 - イ 複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請すること。また、グループの代表団体および構成団体の変更は原則認めません。
- (2) 類似スポーツ施設における管理運営の実績が、この申請を行う日の属する事業年度を含め10年以内に1年以上あること。
- (3) 施設の設置目的に沿った各種イベントまたは会議等の事業運営を行うことができる団体であること。

(4) 応募時点において管理業務の遂行に必要な資格者を有すること。また自主事業等により提案する業務においても、法令に基づき必要な有資格者を確保すること。

(5) 次の各号のいずれにも該当しない者とします。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 申請の日において破産手続、再生手続または更生手続が開始されている団体

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等への参加を制限されている者

オ 法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けたことのある者

カ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同項を準用する場合を含む。）または第180条の5第6項の規定に抵触する者

キ 国税及び地方税を滞納している者

ク 辰野町暴力団排除条例（平成24年12月辰野町条例第29号）第2条に規定する暴力団員または暴力団と密接な関係を有する団体

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請書類	様式第1号 辰野町公の施設に係る指定管理者の指定申請書	
	様式第2号 事業者の概要	
	様式第3号 誓約書	
様式第4号 指定を受けようとする施設の管理業務計画書		
様式第5号 指定を受けようとする施設の収支計画書（3ヵ年分）		
	法人の場合	(1) 定款、寄附行為、規約、役員名簿（生年月日入り）、その他これらに類する書類 (2) 当該法人の登記事項証明書 (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書 (4) 直前3年の各事業年度の事業報告書及び収支決算書 (5) 直前3年の法人住民税の納税を証する書類 (6) 類似施設における運営実績を記載した書類（直近10年以内実績1年以上）
	法人以外	(1) 団体の設立を定めた規約その他これに類する書類 (2) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書 (3) 前年の事業年度の事業報告書及び収支決算書 (4) 前年の当該代表者に係る納税を証する書類
提出部数	正本1部及び副本14部。（副本は正本を複写して作成しても差し支えありません。）	

(3) 提出場所

〒399-0425 長野県上伊那郡辰野町大字樋口2396番地20
パークセンターふれあい内 学びの支援課 公園管理係

(4) 受付期間

期間 令和9年6月15日(月)～令和9年7月14日(火)まで(土・日、祝日を除く)

(5) 受付時間

時間 午前8時30分から午後5時まで

(6) 提出方法

郵送または持参してください。郵送による場合は、締切日必着。

(7) 募集要項の交付

募集要項や提出書類の様式等は、辰野町のホームページからダウンロードしてください。

(8) 現地説明会

希望に応じて開催します。

(9) 質問事項の受付

応募資格を有している者で、募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問票(様式第6号)により、持参、郵送、Faxまたは電子メールのいずれかにより、提出してください。なお、持参の場合は、土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします。

ア 受付期間 6月15日(月)～7月6日(月)まで(土・日、祝日を除く)

イ 提出先 〒399-0425

長野県上伊那郡辰野町大字樋口2396番地20

パークセンターふれあい内 学びの支援課 公園管理係

Tel 0266-43-1000 Fax 0266-43-3701

E-mail:syakai@town.tatsuno.lg.jp

ウ 回答方法 提出された質問に対する回答は、質問者に対してはメールまたはFaxにて行うとともに、質問と回答をホームページにおいて公表します。

(10) その他留意事項

ア 申請に当たっては、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例および同施行規則(平成17年規則第14号)を了承のうえ申請してください。

イ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

ウ 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

エ 提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

オ 申請書類の作成・提出に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

カ 申請書類等は、辰野町情報公開条例に基づき、公開することがあります。

キ 受付期間の終了後における申請書類等の再提出または差替えは、原則として認めません。

ク 町が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について説明や追加資料を求めることがあります。

8 募集から業務開始までのスケジュール

内 容	日 程
公募期間	6月15日（月）～ 7月14日（火）
質問事項の受付	6月15日（月）～ 7月6日（月）
質問事項回答期限	7月10日（金）
申請者によるプレゼンテーション	8月6日（木）
選定委員会及び審査会による候補者の選定	8月中
指定管理者の議決	9月定例議会
指定管理者の指定及び協定の締結	9月以降（議会の議決後）
業務の開始	令和9年4月1日

9 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

辰野町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定に基づき、辰野町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者から事業計画等の説明を受け、次の各号により審査し、公の施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者の候補者として選定します。

ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 公の施設の適切な維持管理及び管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 公の施設の管理を安定して行う人的、物的その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みであること。

(2) 指定管理者の選定基準

候補者の選定は、別に定める指定管理者の選定基準に基づき行います。

(3) 審査の方法

提出された事業計画書については、選定基準を満たしているか、事前に審査します。

その際、提出書類について説明を求める場合があります。

選定委員会では、事前審査の結果について議論、検討を行った後、申請者による事業計画書を中心としたプレゼンテーションを行い、委員による総合的な評価により指定管理者の候補者を決定します。

(4) 選定時期および結果の通知

申請者によるプレゼンテーション及び選定は8月6日（木）に行います

（後日、書面により通知します）。選定結果についても、後日書面により通知します。

(5) 選定結果の公表

辰野町のホームページに選定結果を掲載し公表します。

(6) 協定の締結

選定委員会において選定された候補者が、議会の議決を経て指定管理者に指定された後、指定管理者は、町と管理運営等に関する細部についての協議を行い、指定期間の基本的な事項を定めた「基本協定」および年度毎の事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結するものとします。

ア 基本協定の主な内容

- ・ 業務に関する基本的な事項
- ・ 指定管理料および利用料金に関する事項
- ・ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・ 管理業務計画・管理業務報告に関する事項
- ・ 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- ・ 責任分担に関する事項
- ・ その他

イ 年度別協定の主な内容

- ・ 当該年度に町が支払うべき指定管理料に関すること
- ・ その他

(7) その他

ア 指定管理者の候補者の選定にあたり、必要に応じて申請者に対して、申請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施する場合があります。

イ たつの未来館の利用料金は、辰野町使用料条例（平成12年12月条例第39号）で定める利用料金を上限額として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとします。

10 問い合わせ先

〒399-0425 長野県上伊那郡辰野町大字樋口2396番地20
パークセンターふれあい内 学びの支援課 公園管理係
TEL 0266-43-1000 Fax 0266-43-3701
E-mail:syakai@town.tatsuno.lg.jp

11 別添書類一覧

- (1) たつの未来館の指定管理業務仕様書
- (2) 施設関係図面
- (3) 管理区域図
- (4) 備品一覧表
- (5) 様式第1号 辰野町公の施設に係る指定管理者の指定申請書
- (6) 様式第2号 事業者の概要
- (7) 様式第3号 誓約書
- (8) 様式第4号 指定を受けようとする施設の管理業務計画書
- (9) 様式第5号 指定を受けようとする施設の収支計画書（3カ年分）
- (10) 様式第6号 質問